

I P 通信網サービス契約約款（OCN） 共通編【現改比較表】 2025年 7 月 1 日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

目次 （略）

第 1 章

第 1 条 ～ 第 3 条 （略）

（用語の定義）

第 4 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用 語	用 語 の 意 味
1 ～ 9	（略）
10 特定卸事業 者	電気通信事業者 I P 通信網サービスを当社に事業法第29条第 1 項第10号に規定する卸電気通信役務として提供する当社が別に定める電気通信事業者 （注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 とします。
11～42	（略）
43 請求事業者	I P 通信網サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 （注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 とします。

第 2 章 （略）

第 5 条 ～ 第60条 （略）

目次 （略）

第 1 章

第 1 条 ～ 第 3 条 （略）

（用語の定義）

第 4 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用 語	用 語 の 意 味
1 ～ 9	（略）
10 特定卸事業 者	電気通信事業者 I P 通信網サービスを当社に事業法第29条第 1 項第10号に規定する卸電気通信役務として提供する当社が別に定める電気通信事業者 （注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、 NTTドコモビジネス株式会社 とします。
11～42	（略）
43 請求事業者	I P 通信網サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 （注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 NTTドコモビジネス株式会社 とします。

第 2 章 （略）

第 5 条 ～ 第60条 （略）

～2025年6月30日	2025年7月1日～
別記 （略）	別記 （略） <u>附 則（令和7年6月11日 光事推第 000600000715-01 号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施前に支払又は支払わなければいけなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>